

公開

議案番号	第3号
審議 年月日	2023. 3. 23 (第33次)

審議事項

知的財産基盤中小企業 育成計画（案）

国家知識財産委員会

提出者	企画財政部長官 チュ・ギョンホ 科学技術情報通信部長官 イ・ジョンホ 農林畜産食品部長官 チョン・ファングン 産業通商資源部長官 イ・チャンヤン 保健福祉部長官 チョ・ギョホン 環境部長官 ハン・ファジン 海洋水産部長官 チョ・スンファン 中小・ベンチャー企業部長官 イ・ヨン 関税庁長 ユン・テシク 調達庁長 イ・ジョンウク 金融委員長 キム・ジュヒョン 農村振興庁長 チョ・ジェホ 特許庁長 イ・インシル
提出 年月日	2023. 3. 23.

(仮訳：日本貿易振興機構(ジェトロ)ソウル事務所)

本仮訳は、国家知識財産委員会が発表した「知的財産基盤中小企業育成計画(案)(2023.3.23.)」をジェットロが仮訳したものです。ご利用にあたっては、原文をご確認ください。

https://ipkorea.go.kr/board/articleDetail.do?bbsId=BBSMSTR_000000000009&nttId=20465&pageIndex=1&searchCnd=0&category=AGENDA

【免責条項】本資料で提供している情報は、ご利用される方のご判断・責任においてご使用ください。ジェットロでは、できるだけ正確な情報の提供を心掛けておりますが、本資料で提供した内容に関連して、ご利用される方が不利益等を被る事態が生じたとしても、ジェットロは一切の責任を負いかねますので、ご了承ください。

要約

1. 議決主文

- 「知的財産基盤中小企業育成計画（案）」を別紙のとおりに議決する

2. 提案理由

- 知的財産の活用を通じて、韓国の中小企業が技術競争力を確保し、グローバル市場を開拓する企業に成長することを支援するためである

3. 主要内容

1 推進の背景

- グローバル技術覇権時代の到来と共に、まだ独占的なリード企業が存在しない先端技術において新産業分野が登場するに伴い、中小・ベンチャー企業のチャンスは広がっている
- 知的財産は、中小・ベンチャー企業の成長、資金確保等に直結する要素であり、主要国は知的財産政策を技術覇権確保の中核戦略として活用している
- 知的財産は、中小・ベンチャー企業が巨大グローバル企業に立ち向かえる唯一の武器であり、知的財産をベースにしたイノベーション型中小・ベンチャー企業の育成が急がれる
- これまで知的財産分野は特許庁が専門的に支援を行ってきたが、予算などの問題により拡張が困難、部処協力型支援が必要な現状である

2 韓国企業の知財権の現状及び問題点

- 大半の中小企業は知的財産を政府支援の加点を取得するための手段として扱う等、知的財産に対する認識が不十分である
- 特許情報は、産業動向の予測、重複研究の防止等 R&D 効率化に有効にも関わらず、韓国企業の特許情報の活用は低い水準にとどまっている
- 最近5年間、中小企業の技術奪取・流出被害額が3千億ウォンに達する（2022年）等、中小企業の知財権侵害被害は続いている
- 資金・人手不足等により、中小・ベンチャー企業の知的財産が製品化に至らず死蔵される等、知的財産の産業的活用は低調傾向にある

3 知的財産基盤中小企業育成に向けた推進課題

□ (戦略1) 技術革新を後押しする知的財産インフラの構築

① (関係部処・民間協力の強化) 各政府部処が主管する中小企業支援事業に知的財産の観点を追加し、企業の知的財産に関する能力を高める

- これまで知的財産を専門的に支援してきた特許庁及び関連機関（特許戦略開発院等）の IP インフラ、専門人材、政策経験等を関係部処に普及させる
- 特許庁は IP 政策の発掘・試験運営等を担当し、各部処は関連分野の中小企業向けに IP 政策を積極的に施行することで IP 能力を拡大させる

② (知的財産保護体系の構築) 政府合同による技術保護共助体系を構築し、模倣品の流通防止及び技術保護保険・知的財産共済を活性化させる

- 技術保護に向けた窓口一元化・共同調査の拡大・支援事業の連携等、全政府レベルで協力し合い、技術保護に関する総合支援を行う
- 模倣品の流通について全世界レベルでモニタリングを実施し、オンラインプラットフォーム事業者に模倣品の流通防止を義務付ける

③ (知的財産教育強化) 中小企業向け知的財産教育課程を拡大し、企業のニーズに適した IP 専門人材・サービス人材を育成する

- 従来の中小企業向け経営教育に知的財産教育プログラムを開設し、地方企業に知的財産教育を普及させる
- IP 重点大学を中心に共同学位等、圏域内の IP 教育を拡大し、IP サービス分野の専門人材を育成する

□ (戦略2) 中小企業の競争力強化に向けた優秀知財権の創出

① (特許情報ベースの Biz 戦略の拡大) 主要産業別の特許分析結果及びデータを提供し、特許情報をベースにした経営戦略の策定を支援する

- 経済安全保障における中核品目の特許・輸出入データ分析等、特許分析結果とデータを全部処レベルで協力して提供することで、中小企業の IP 経営を誘導する
- 各部処が起業・事業化に関するコンサルティングを実施する際、特許情報ベースの戦略を提供する

- ② **（知的財産ベース R&D への支援強化）** カーボンニュートラル、ワクチン開発等、各部位における懸案分野の R&D を知的財産ベースに推進する IP-R&D を拡大して、中小企業の R&D 成果を高める

*IP-R&D とは、知財権情報を活用して R&D 戦略を策定することで、先行特許の回避、重複研究の防止、空白領域の優秀特許の先取り効果がある

- ③ **（職務発明制度の改善）** 妥当な報償・安定的な権利承継等に向けて制度を改善し、企業オーダーメイド型コンサルティングを拡大して導入率を高める

□ **（戦略3）知的財産活用エコシステム構築**

- ① **（価値評価体系の改革）** 評価モデルの多角化や AI の導入等、IP 価値評価システムを高度化させ、評価管理センターを設置して信頼性を高める

- AI ベースの定量評価と弁理士・評価機関等専門家の定性評価を組み合わせた価値評価システムを構築する
- 評価管理センターは評価結果の妥当性調査や評価基準の策定、評価手法の開発等知的財産評価の品質を管理する

- ② **（知的財産金融・投資拡大）** 中小企業の価値評価費用を支援し、ファンド・オブ・ファンズの特許アカウントへの出資金を増やす等、IP 金融・投資を活性化させる

- 出願発明等が含まれるように価値評価の対象を拡大し、革新企業への価値評価費用支援を拡大する等、需要者中心の IP 金融を強化する
- ファンド・オブ・ファンズ出資金を拡大し、部処協力型共同ファンドを立ち上げる等、中小企業の知的財産投資、事業化等への支援を行う

- ③ **（技術取引・事業化支援）** 民間の技術取引機関を育成し、優秀 IP を活用した起業・事業化・販路開拓・輸出支援等、事業化に係る全プロセスを支援する

- 公共機関が保有する優秀技術の民間移転・事業化を促進し、需要企業を発掘するネットワークを構築する等、技術の取引や移転を活性化させる
- 全部処レベル（科学技術情報通信部、産業通商資源部、中小・ベンチャー企業部、特許庁等）で連携・協力し合い、知的財産保有企業の事業化に係る全プロセスを支援するリレー型支援を拡大する

本文

別紙

知的財産基盤中小企業育成計画（案）

2023. 3. 23.

関係部処合同





目 次

I. 推進背景	1
II. 韓国企業の知財権の現状及び問題点	2
III. ビジョン及び推進戦略	4
IV. 重点推進課題	5
1. 技術革新を後押しする知的財産インフラの構築.....	5
2. 中小企業の競争力強化に向けた優秀知財権の創出.....	8
3. 知的財産活用エコシステム構築	11
V. 推進日程	14

I. 推進の背景

- グローバル技術覇権時代が訪れるに伴い、主要国は先端技術及び新産業における主導権確保に向けた政策を本格推進している
 - 特に、先端分野における技術開発、コア特許の確保及び技術保護に向けた知的財産政策を技術覇権確保戦略の中核要素として活用している

【主要国のグローバル技術覇権確保戦略】

 CHIPS 法	サプライチェーン再編、先端技術で主導権維持へ ▶ 半導体及び10大先端技術を集中育成へ ▶ IP IP保護・イベント等、共同対応に向けた国際半導体サプライチェーンガバナンスを構築する	 14次 5カ 年 規格	先端科学技術・産業における自律自強の実現 ▶ 7大先端戦略技術、8大新産業育成へ ▶ IP IP強国ビジョンに基づき、特許奨励、IP金融、職務発明報奨等、国家改革体系を構築する
 経済 安保 法	戦略的自主性・不可欠性ベース経済安保の確立 ▶ 戦略物資供給強化、先端技術の開発支援 ▶ IP 先端技術の海外流出を防止し、国家コア技術の特許非公開制度を導入する	 新 産業 戦略	デジタル・環境に優しい時代の戦略的自主性強化 ▶ 半導体・原材料等、6大新産業を集中育成へ ▶ IP 技術主権を維持するための「知的財産実行計画」の策定を第1措置として提案する

- 独占的な立場を持つ企業が存在しない先端技術における新産業分野は、中小・ベンチャー企業がリードできる分野ではあるが、韓国中小企業の成功事例は少ない
 - 外国ではベンチャー・スタートアップからスタートしたグーグル、テスラ等、先端技術で新産業分野のグローバル市場をリードした企業事例が多数存在する
 - 韓国の起業・成長環境は改善に向かっているが、グローバル市場において、先端技術で勝負に挑むディープテックユニコーン企業は未だ少ない現状である
 *2022 年末基準でユニコーン企業 22 社が生まれたが、内需をベースにしたプラットフォーム企業（電子商取引、配送・配達サービス、不動産仲介等）が大半を占めている
- コア特許等、知的財産を武器にするイノベーション型中小・ベンチャー企業の育成が急がれる
 - 知的財産は、中小・ベンチャー企業の成長や資金確保、成功に中核的な役割を果たすことができる
 *特許を保有している企業の年平均売上高は、全ての企業の平均に比べて 1.5 倍高い（2021 年知的財産研究院）
 - 特に、知的財産は中小・ベンチャー企業が巨大なグローバル企業に立ち向かって、技術を守り、世界市場をリードできる唯一の武器である

II. 韓国企業の知財権の現状及び問題点

◇ 産業現場における知的財産の重要性に対する認識不足

- (IP 認知度の低さ) IP-R&D への戦略的支援、IP 金融など中小企業向けの知的財産支援政策を拡大したものの、支援政策を知らない企業 (*) がほとんどである
*知的財産事業を認知しているベンチャー・INNOBIZ 企業は 27.2%で、支援政策を経験した割合は 24.8%に過ぎない (2022 年、ベンチャー企業協会・INNOBIZ 協会)
- (限定的な活用) 大半の中小企業は知的財産を政府支援の加点を取得するための手段として扱う (*) 等、知的財産を限定的に活用している
*知的財産権の活用経験 (2021 年、INNOBIZ 協会): 政府支援に係る加点取得手段 (39.9%)、技術力広報 (38.5%)、経済収益の創出 (15%) 等
- (情報・資金不足) 中小・ベンチャー企業は、技術奪取・紛争等知財権侵害リスクにさらされているが、情報及び資金不足によりリスク対応に難航している
*産業財産権侵害経験のある中小企業が 60%である一方、知財権紛争の事前予防活動がないか、予防活動について知らない場合は 45%に迫る (2022 年、知的財産研究院)

◇ 優秀知財権創出に向けた特許情報の活用及び政府支援の不足

- (特許情報活用の必要性) 特許情報は産業動向を予測し、重複研究を防止する等、R&D の効率化には有効 (*) だが、韓国企業の特許情報の活用は低い傾向にある
*R&D に特許情報を活用することで研究開発にかかる費用を 28%削減できる (2007 年、科学技術情報研究院)
- (民間 IP-R&D 拡大の必要性) 優秀特許創出に向けた特許観点からの研究開発 (IP-R&D) 戦略支援事業の規模は縮小傾向にある
- 政府 R&D の場合、国家先端戦略産業分野における R&D には IP-R&D が義務化されたが、民間企業向け支援事業は縮小 (*) される等、支援が不十分な状況である
*IP-R&D 戦略支援事業の予算: (2022 年) 435 億 → (2023 年) 395 億ウォン

◇ 知的財産の商業的価値に比べ、企業現場における活用は低調

- (IP 金融拡大の必要性) 金融圏の不動産や信用を重視する従来からの傾向(*)により、担保力の低いスタートアップやベンチャー企業は資金調達に難航している
*中小企業のローンの審査基準は、不動産 (42.0%)、信用 (29.9%)、保証書 (12.3%) の順となっている (2021 年、中小企業中央会)
- (IP 取引市場の萎縮) 知的財産の価値算定及び取引需要者とのマッチングに困難性があることから、知的財産取引市場は萎縮している
*知的財産保有企業のうち、IP 取引の国内実績のある企業は 3.3%で、海外実績のある企業は 0.3%に過ぎない (2021 年、知的財産活動調査)
- (IP 事業化の低調) 資金・専門人材の不足、販路確保の困難性等により、知的財産が製品化に至らず死蔵されることが多い
*企業の特許事業化率は 74.2% (2019 年基準) であり、40%の企業が事業化に必要な資金不足を特許事業化の隘路として指摘している (2022 年、知的財産活動調査)

◇ 韓国企業の知的財産保護水準は不十分

- (続く技術流出) 技術奪取・流出の増加による中小企業の被害(*)が大きく、半導体等韓国のコア技術に関する流出も継続的に発生している(**)
*最近 5 年間における技術奪取・流出による中小企業の被害額は 2,827 億ウォンである (2022 年、中小・ベンチャー企業部)
**最近 5 年間における産業技術流出の摘発件数は 111 件で、そのうち、国家コア技術流出は 33 件である (2022 年、国家情報院)
- (模倣品の増加) デジタル経済への転換及び韓流の拡大により世界各国で模倣品の流通が増加、それに伴い、外国で K-ブランド模倣品による被害が増えている(**)
*2014 年から韓国は模倣品による被害ランキング上位 10 位にランクインしている (2017 年～2019 年は 8 位、OECD)
K-ブランド模倣品による被害推定 (2019 年): (売上高減少) 22 兆ウォン、(雇用損失) 3.1 万件、(歳入漏れ) 4.2 千億ウォン
- (保護制度改善の必要性) 外国では韓国の知的財産の保護水準が不十分と評価(*)しており、知的財産権利者を保護するための訴訟制度の改善を求める声が多く寄せられている
*スイスの「国際経営開発研究所 (IMD)」が発表した 2022 年版「世界競争力ランキング」: 韓国の場合、特許出願では 4 位を、知財権保護では 37 位を記録 (中国は 36 位)

**特許侵害訴訟の勝訴率は、一般民事訴訟 54.8%の7分の1水準の7.7%

Ⅲ. ビジョン及び推進戦略

【ビジョン】

知的財産ベースの中小企業育成



推進戦略	中核課題
1 技術革新を後押しする知的財産インフラの構築	1 関係部処・官民協力の強化 2 知的財産保護体系の構築 3 知的財産教育強化
2 中小企業の競争力強化に向けた優秀知財権の創出	1 特許情報ベースのBiz戦略の拡大に向けた関係部処の協力 2 知的財産ベースR&Dへの支援強化 3 職務発明制度の改善
3 知的財産活用エコシステム構築	1 価値評価体系の改革 2 知的財産金融・投資拡大 3 技術取引・事業化支援

IV. 重点推進課題

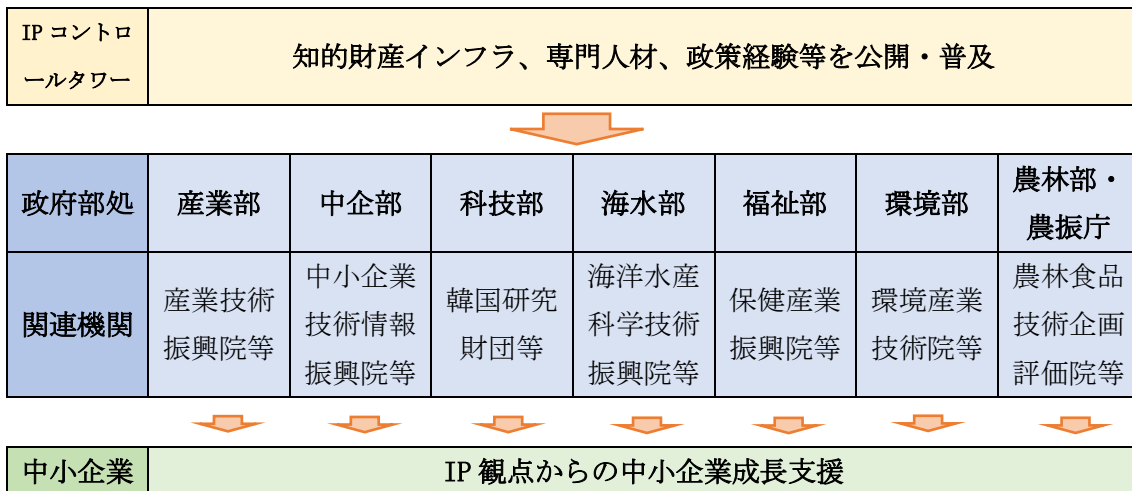
戦略 1

技術革新を後押しする知的財産インフラの構築

- ◇ 中小企業の技術革新活動の拡大を支援するための官民協力の拡大、保護体系の強化、知的財産教育の拡大等、**知的財産基盤**を構築する

1-1. 関係部処・官民協力の強化

- 中小企業の知的財産に関する能力強化に向けた公共機関の協力
(産業部、中企部、科技部、海水部、福祉部、環境部、農林部、農振庁、特許庁等)
 - 各政府部処・専門管理機関・関連機関等が主管する中小企業支援事業に知的財産観点を加えて、企業の知的財産に関する能力を高める
*中小企業の知的財産に関する能力を高めるためには特許庁単独でなく、関係機関との協力が必要で、今後、特許庁は IP 支援事業を発掘し、試験運営を担当する役割を果たす予定である
 - これまで知的財産を専門的に支援してきた特許庁及び関連機関（特許戦略開発院等）の IP インフラ、専門人材、政策経験等を関係部処に普及させる



- 主要中小企業協会・団体と知的財産協力体系を構築する (特許庁)
 - (協力体系の構築) 主要中小企業協会・団体 (*) と業務提携等協力体系を構築して、IP 関連隘路を聴取し、政策を広報する窓口として活用する
*中小企業中央会・ベンチャー企業協会等の主要中小企業協会・団体、地域協会、産業別組合等

- (IP 関連隘路の発見・支援) 地域知的財産センターと地域中小企業協会・団体との間の協力を強化し、地域企業の知的財産関連隘路を迅速に解決する

1-2. 知的財産保護体系の構築

□ 全政府レベルで知的財産保護体系を構築する（中小・ベンチャー企業部、特許庁）

- （全政府レベルによる共助体系構築）中小・ベンチャー企業部及び特許庁が参加する実務協議体を運営し、窓口一元化・共同調査の拡大等、全政府レベルにおける協力課題（*）を発見・遂行する

*（協力案）技術諮問が必要な各事件の情報を共有し、事件当事者の違法行為が追加で疑われた場合には、他部処と連携して行政調査・捜査を行う

- （支援事業への協力）各部処間で支援事業に関する情報を共有・連携し、中小企業に技術保護総合支援を提供する等、シナジーを創出する

*各部処の支援事業の連携点を見つけ、後続的に支援が行われるようにし、技術保護優秀企業（技術保護リード企業、セキュリティ能力優秀企業等）に各部署相互のインセンティブ付与を検討する

□ 模倣品の流通及び被害防止（特許庁）

- （モニタリング強化）模倣品モニタリングを全世界に拡大し、民間の専門性を活用してモニタリングサービスの質の向上（*）を図る

*（既存）特許庁が運営する中国、ASEAN 地域を対象としたモニタリング団→（改善）米国、欧州、中国、ASEAN 地域を対象としたモニタリングの民間専門機関の活用

- （模倣品の流通防止）オンラインプラットフォーム事業者に模倣品流通防止を義務（*）付け、常習販売者に対しては企画捜査を拡大して実施する

*商品販売媒介者には措置義務（商品の販売中止等）を付加し、措置履行の際に免責する

□ 紛争対応に係る費用負担を軽減するための保険・共済制度の活性化

（企画財政部、中小・ベンチャー企業部、特許庁）

- （技術保険の活性化）中小企業の技術紛争に対する対応能力を向上させるため、技術保護政策保険への加入を拡大させる

*（2022年）保険会社3社（サムスン火災、DB損害保険、Meritz火災）による試験運営→（2023年）運営保険会社を2社追加し、保険商品を改善して加入企業数の拡大を図る

- （IP共済による紛争の適時支援の強化）知的財産紛争が発生した際、紛争対応に必要な資金を迅速に支援できる即時ローン制度（*）の導入を推進する

*知的財産紛争に限り、知的財産費用に係るローンの審査基準を緩和する

1-3. 知的財産教育強化

- 中小企業の知的財産に関する能力を高めるための教育の拡大を推進する

(中小・ベンチャー企業部、特許庁)

*中小企業の73%がIP職務教育経験なし(2021年、知的財産活動調査)

- (企業向け教育課程の拡大) IP 地方教育・技術保護に関する教育を拡大(*)し、従来の中小企業の経営教育等に知的財産に関する教育プログラムを新設(**)する

* (地方教育) ベンチャー企業向け IP 教育: (2022年) 首都圏2回→

(2024年) 首都圏2回、その他地域2回

(技術保護教育) 技術保護専門性の強化に向けた教育 (2020年) 1,209名→

(2022年) 13,109名

**中小企業中央会のリーダーズフォーラム・次世代CEOスクール等の教育課程にIP教育プログラムを追加する

- (大企業と中小企業間教育協力) 産業別特性に合わせた大手企業の国際IP 이슈、紛争対応事例、IP経営ノウハウ等、中小企業向け教育を推進する

* (2024年) 半導体分野、バイオ分野、IT分野、商標・デザイン分野等4つの分野の教育プログラムの新設を推進し、(2025年~) 教育協力対象企業及び分野を拡大する

- 企業のニーズに適したIP人材の育成 (特許庁)

*中小企業のうち、41%の企業が専門人材の育成上の至急の課題として、「実務中心の教育課程が必要だ」と回答(2021年、知的財産活動調査)

**IPサービス分野における採用人員は、必要人員の約78%に過ぎない(2021年、韓国知的財産サービス協会)

- (専門人材の育成) IP重点大学の拡大(*)、新産業分野学科のIP融合教育支援(**)等、IP専門人材を育成することで地域革新企業の成長をけん引する

*2022年現在、大学4校(慶尚国立大学(蔚山・慶南)、全南大学(光州・全南)、忠北大学(忠北)、忠南大学(大田・世宗・忠南))が運営中→2025年まで9校に拡大

**IP講座の設立、カリキュラムの開発・普及、IP知識教材及び融合教材の開発、深化教育等

- 共有大学、共同学位等を通じて重点大学のうち、参加大学に対してIP教育を拡大し、地域企業と産学協力型プロジェクト等を行う

- (IPサービス人材) IPサービス分野における就職連携型専門教育を拡大(*)し、実務修習課程を追加する等、良質のIPサービス専門人材を育成する

* (2023年) IPサービス全般、IP翻訳、特許・商標調査分野において、専門人材250名を育成する→(2024年) デザイン調査分野を追加し、専門人材300名を育成する

◇ 中小企業が特許情報をベースにして優秀革新技術を開発、強力な知的財産権を確保することができるよう、支援を行う

2-1. 特許情報ベースの Biz 戦略の拡大に向けた全部処レベルの協力

- 特許分析結果及びデータを提供することで、中小企業の IP 経営を誘導する
(企画財政部、産業通商資源部、関税庁、特許庁)
- 経済安全保障分野における重要物資(*)を含め、韓国主要産業別の技術・市場動向を予測し、特許と産業を連結した分析結果を提供する
*アドブルーのように輸入依存度が高いため、サプライチェーンリスクのある品目等

【経済安全保障上の重要物資の特許・輸出入データ分析をベースにした戦略策定(案)】

企画財政部	産業通商資源部	特許庁	関税庁
<ul style="list-style-type: none"> ・ 物資リスト管理 ・ 分析資料ベースの経済安全保障戦略策定 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 物資別国際需給、価格等の動向確認 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 物資別特許分析(韓国国内外の技術水準、技術依存度分析) 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 輸出入物流データをベースとした韓国危険度分析

- 特許データの公開及び IP 情報サービス開発を支援(*)することで、民間企業を中心にデータの活用度を高め、新たな IP サービスを創出する
*特許データを活用した新たなサービスの開発・テスト環境を提供する(2023年、試験運営)
- 特許情報ベースの起業・事業化戦略策定支援
(産業通商資源部、中小・ベンチャー企業部、特許庁)
- (起業) 各部処が(再)起業コンサルティング事業を行う際、特許情報をベースとした起業戦略(*)を提供することで、知的財産経営を拡大する
*(例) アイデアを高度化・権利化し、特許ベースのポートフォリオ構築等を支援する
- (事業化) 中小企業の新製品企画、既存製品の高度化、工程問題の解決等、事業化に向けた IP ベースの総合戦略の策定支援を拡大する
*産業通商資源部、特許庁等が IP ベース事業化戦略の策定を支援しているものの、その規模は不十分な状況である
(2023年受惠企業数) 産業通商資源部によるスケールアップ技術事業化プログラムが 76 社で、特許庁による IP 製品イノベーションが 68 社である

2-2. 知的財産ベース R&D への支援強化

□ 主要懸案事項の解決に向けた IP-R&D の拡大

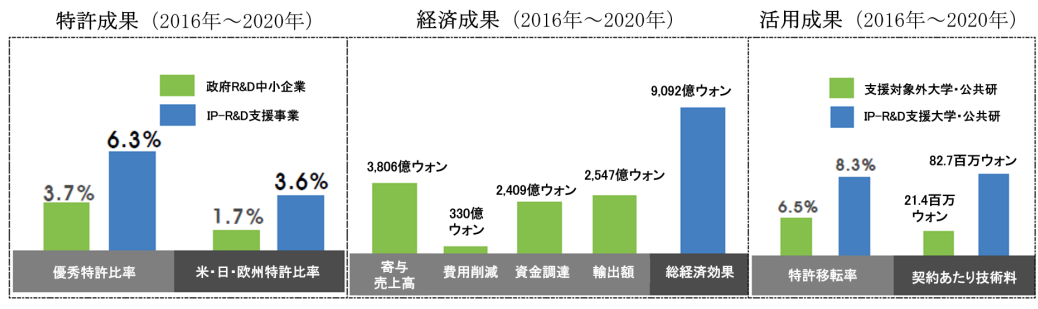
(産業通商資源部、保健福祉部、環境部、特許庁等)

- カーボンニュートラル、ワクチン開発等、各部処の懸案に適したオーダーメイド型 IP-R&D 事業を新規で立ち上げ、企業の現場・産業の特性に合わせた R&D 戦略を策定することができるよう、支援を行う

* (例) 感染症ワクチンを開発する企業に対しては主に先行技術を回避できる戦略 (保健福祉部) を、環境に優しい工程を開発する企業に対しては他技術分野における炭素低減技術との融合戦略 (環境部) を支援する

◇ IP-R&D戦略支援

- (概要) 知財権情報を活用して海外リード企業の特許を回避・無効にし、重複研究を防止する。又、空白領域の優秀特許を先取りすることができるよう、R&Dの方向性を提示する
- (成果) IP-R&D支援を受けた課題の場合、支援を受けていない政府R&Dに比べて外国特許取得が2.1倍、特許移転率が1.3倍、契約あたり技術料が3.9倍高い等、優れた成果を示している



□ 企業の政府主導 IP-R&D への参加拡大

(企画財政部、産業通商資源部、科学技術情報通信部、特許庁)

- 国家 R&D に IP-R&D を義務付け、参加する中小企業 (*) が IP をベースに高い R&D 成果を出すことができるよう、支援を行う

*17%の中小企業が国家 R&D に参加しており、大企業 (2%) や中堅企業 (8%) に比べ参加率が高い (2020 年)

- 国家戦略技術分野 (*) 及び一定規模以上の政府 R&D 課題については、IP-R&D を並行するよう、義務化 (**) を推進する

*国家先端戦略技術 (半導体、ディスプレイ、二次電池等、2022 年 11 月基準) は IP-R&D が既に義務付けられている→国家戦略技術に拡大する (国家戦略技術育成特別法、(2022 年 8 月発議、2023 年 2 月国会本会議通過))

** (例) 予備妥当性評価を受けた R&D 事業の課題に IP-R&D を並行させる

2-3. 職務発明制度の改善

◇ 職務発明制度

- (概要) 従業者の業務内の発明を企業が承継・所有し、発明者（従業者）には相当のインセンティブを与える制度
*社内の職務発明報奨規程がない限り、従業者個人名義による出願を制限することはできない（発明振興法 § 10）
- (効果) 研究院の発明意欲を向上させ、従業者による技術流出を防止する

□ 職務発明制度の改善策及びインセンティブ施策の策定（特許庁）

- (制度の改善) 研究院は相当なインセンティブを受け、使用者（企業）は安定的に権利を承継することができるよう、職務発明の承継・報奨・証拠提出の改善を図る
*推進日程：発明振興法改正案の発議（2023年3月）、法案通過（2023年内）、施行（2024年～）
- 事前に予約承継規定を策定した場合、発明を完成した時点で、その権利が企業に承継されるように改善することで、二重譲渡問題を解消する
*現状では発明者が善意の第三者に職務発明関連権利を譲渡する二重譲渡問題が起きる可能性がある
- インセンティブ手続きを遵守した場合、正当なインセンティブとみなす規定を原則とし、必要の際は、従業者のインセンティブ請求権を認めることで過剰な訴訟を抑制する
- 職務発明関連訴訟の客観性を高めるための使用者資料提出命令及びこれに対する秘密保持命令の制度化を推進する
- (インセンティブ施策の策定) 職務発明インセンティブ手続き別（*）細部基準を含むガイドラインを策定する

報奨規定の策定	企業と従業者間でインセンティブ規定を策定する際に参考になる多数の事例、統計、非金銭的インセンティブ方法等を提示する
報奨手続きの案内	インセンティブ規定の作成及び通知、協議・同意、インセンティブ内容や退職者への通知方法等、具体的な手続き・基準を設定する

*推進日程：ガイドライン専門家の意見照会（2023年2月～3月）、ガイドライン最終版の配布（2023年上半期）

□ 企業オーダーメイド型コンサルティングを拡大し、職務発明導入率を大幅に高める（特許庁）

*中小企業における職務発明インセンティブ規定の目標導入率：（2021年）37.4%→（2027年）60%

- 特に、技術の創出・保護の必要性の高いベンチャー企業・INNOBIZ等のイノベーション型企業、技術保護リード企業等を優先的に支援する

◇ 中小企業が革新技術をベースに投資誘致する等、知的財産を活用して強小企業に成長できるよう、総合的支援を実施する

3-1. 価値評価体系改革

□ 知的財産価値評価システムの高度化 (特許庁)

- (新評価モデル) IP 金融中心の評価から取引・移転、職務発明、損害賠償等 IP・技術市場全般の特性を反映した評価モデルを開発する
 - *事業化の段階別、評価目的別の細部評価要素・評価指標を分析するための研究を進める
 - **市場とのコミュニケーションに向けた知的財産業界・金融圏・学界等外部専門家による TF を構成・運営する

【知的財産価値評価モデル開発の開発方向性】

As-Is	To-Be
評価目的が異なるにも関わらず、金融目的を中心に設計された単一の評価方法論を適用している	評価目的・用途に適した具体的な方法論の適用→金融以外の他の分野に IP 価値評価を普及させる

- (AI 評価システム) AI による基礎評価と弁理士・評価機関等専門家による深層評価を組み合わせた価値評価システムを構築する

【AI による価値評価システム構築計画 (案)】

2023 年～2024 年	2024 年～2025 年	2025 年～2026 年
小口金融	仲介・取引・移転	職務発明・損害賠償・技術流出 (被害金額)

□ 価値評価を市場に定着させるための信頼性確保 (特許庁)

- 知的財産評価管理センターを立ち上げ、知的財産価値評価基準を確立し、標本・妥当性調査を通じて評価の信頼性強化を図る (特許庁)

【知的財産価値評価品質管理体系】

基準・技法策定	品質管理及び意見提供	評価情報体系
・評価基準の策定 ・評価技法の開発 (商標・デザイン・営業秘密・配置設計)	・(標本調査) 評価結果に対し、一定の標本を抽出し、品質点検を行う ・(妥当性調査) 利害関係者からの要請、又は職種で評価結果を調査・提供する	・価値評価情報収集 ・情報 DB 構築
「知的財産評価管理センター」		

3-2. 知的財産金融・投資拡大

□ 需要者中心の知的財産金融支援拡大（特許庁）

- （価値評価支援）中小企業の IP 金融と連結した知的財産価値評価費用支援を拡大し、イノベーション型中小企業に追加優遇措置（*）を与える
*ベンチャー企業・INNOBIZ の場合、従来の中小企業支援に更に 5%を追加で優遇する
- （IP 金融の多角化）価値評価対象を拡大（*）し、担保・保証・投資を組合わせた支援（**）を行うことで、IP 金融の対象と方法の多角化を図る
*（既存）登録済み発明（特・実・意）、（追加）出願済み発明+商標+営業秘密・配置設計
**例：登録発明・商標・配置設計（担保ローン）+出願発明・営業秘密（投資）
- （再生支援）回収支援機構が優秀な IP を保有する再生企業及び IP 担保ローンを借りている企業をユアムコ（*）に推薦する投資連結システムを構築する
*ユアムコ（UAMCO）：再生計画案の認可後、企業の債権を引き受け、また追加的に投資（1 企業あたり 100 億ウォン以上）を行い、企業の正常化を支援する企業構造調整専門会社

□ 知的財産投資ファンド設立の拡大

（企画財政部、産業通商資源部、中小・ベンチャー企業部、金融委員会、特許庁）

- （ファンド・オブ・ファンズへの出資拡大）知的財産への投資、事業化等を支援するためのファンド・オブ・ファンズの特許アカウントへの出資を拡大する（*）
*投資回収金等を考量した上で特許庁のファンド・オブ・ファンズ出資金に関する予算の拡大を推進する（2024 年～）
- （共同ファンドの立ち上げ）IP ファンドと技術金融・事業化ファンドとのシナジーを創出するため、部処間で協力し、共同ファンドを立ち上げる
*共同ファンドの例：（金融委員会）技術金融ファンド（追加・延長）
（産業通商資源部）技術事業化ファンド（新規）
- （地域企業への投資拡大）首都圏を中心に行われている現状の IP 投資を地域に拡大させるため、地域企業向けの投資拡大策（*）を講じる
*地域企業向け投資を活性化させるためのインセンティブ及び一定の投資義務を課す等
**最近 5 年間におけるファンド・オブ・ファンズ（特許アカウント）の地域企業への投資割合（2018 年～2022 年）：21.0%

3-3. 技術取引・事業化支援

□ 知的財産取引・移転活性化（企画財政部、産業通商資源部、特許庁）

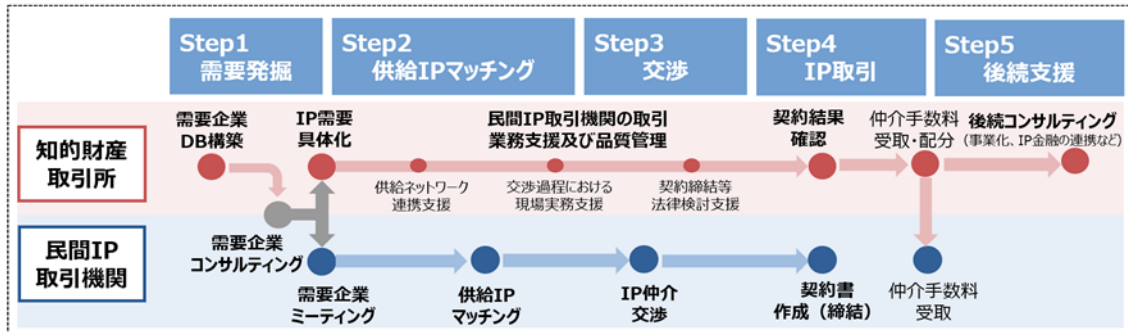
- （公共技術の活用促進）（従来）関連技術パッケージ化支援、（事業化）技術事業化支援、（販売）公共機関の優先購入等、公共機関特許の移転、事業化、販売を支援する

*公共機関が保有する特許・実用新案7万件のうち、5.5万件（79%）は未活用状態である（2022年9月）

段階区分	支援内容
技術移転	各公共機関の保有特許の診断及び事業化に必要な関連技術のパッケージング
移転技術の事業化	公共機関特許の事業化、実用化、二次補填支援
販路支援	製品化に成功した場合、特許を移転した公共機関が優先的に購入する

- （民間市場の造成）公共のノウハウを伝授（*）することで民間取引機関を育成し、企業の協会・団体と協力して取引の需要企業を発見するネットワークを構成する
*民間仲介機関の実力強化に向けて公共仲介機関と共に仲介プロセスを進行する
**民間取引機関育成目標：（2021年）12社→（2022年）18社→（2025年）36社

【民間・公共協力型 IP 取引支援事業推進体系】



□ 優秀 IP の事業化及び海外進出支援

（企画財政部、中小・ベンチャー企業部、調達庁、特許庁）

- （事業化の全プロセス支援）優秀知的財産を保有する企業の起業、事業化、投資・販路開拓等、IP ベース事業化の全プロセスを部署協力型で支援する
*（特許庁）IP 戦略支援、起業投資、製品化コンサルティング等
（中小・ベンチャー企業部）試作品の製作、事業化資金支援等
（特許庁・企画財政部・調達庁）IP 投資誘致、イノベーション調達等
- （輸出支援）全部処レベルで協力し、輸出（予定）有望中小企業に外国特許創出戦略の策定、ブランド開発等 IP 総合サービス（*）支援を拡大する

*特許庁の単独事業「IP ベース海外進出事業」を通じて約 600 社（2023 年）に対して支援を行っているが、輸出中小企業の全体（9 万 4 千万社余り、2020 年）に比べると非常に不十分であるため、各部処の協力が必要な現状である

V. 今後の計画

細部推進課題	担当部処	日程
1 技術革新を後押しする知的財産インフラの構築		
公共機関 IP 協力体系の構築	知財委、産業部、 中企部、科技部、 海水部、福祉部、 環境部、農林部、 農振庁、特許庁等	2024 年～
主要中小企業協会・団体協力体系の構築	特許庁	2023 年～
地域中小企業の IP 隘路解決支援	特許庁	2023 年～
全政府レベルによる知的財産保護のための共助	中企部、特許庁	2023 年～
技術保護支援事業への協力	中企部、特許庁	2023 年～
模倣品モニタリング強化	特許庁	2023 年～
模倣品の流通防止及び企画捜査の拡大	特許庁	2023 年～
技術保護保険の活性化	中企部	2023 年～
知的財産教育プログラムの設置	中企部、特許庁	2023 年～
大企業・中小企業協力型教育推進	特許庁	2024 年～
IP 重点大学の拡大及び融合教育支援	特許庁	2023 年～
IP サービス企業需要対応型就業教育の拡大	特許庁	2023 年～
2 中小企業の競争力強化に向けた優秀知財権の創出		
主要産業別における特許・産業連結分析結果の提供	企財部、産業部、 関税庁、特許庁	2023 年～
特許データの公開及びサービス開発支援	特許庁	2023 年～
特許情報をベースとした（再）起業コンサルティング支援	産業部、中企部、 特許庁	2023 年～
製品化に向けた IP 総合戦略の策定支援	産業部、中企部、 特許庁	2023 年～

細部推進課題		担当部処	日程
	課題分野オーダーメイド型 IP-R&D 戦略支援拡大	産業部、福祉部、環境部、特許庁等	2024 年～
	国家戦略技術分野への IP-R&D 適用	企財部、産業部、科技部、特許庁	2023 年～
	大規模政府 R&D 課題への IP-R&D 適用	企財部、科技部、特許庁	2024 年～
	職務発明制度の改善・推進	特許庁	2023 年～
	職務発明コンサルティングの拡大	特許庁	2023 年～
3 知的財産活用エコシステム構築			
	価値評価新モデルの開発	特許庁	2023 年～
	AI ベース評価システムの導入	特許庁	2023 年～
	知的財産評価管理センターの設置	特許庁	2023 年～
	知的財産評価機関公認のための鑑定評価法改正	特許庁	2023 年～
	価値評価費用支援拡大	特許庁	2023 年～
	IP 金融の対象と方法の多角化	特許庁	2023 年～
	ユアムコを活用した優秀 IP 保有企業の再生支援	特許庁	2023 年～
	ファンド・オブ・ファンズ出資金の拡大及び子ファンドの立ち上げ	企財部、中企部、特許庁	2024 年～
	技術金融ファンド、技術事業化ファンドの立ち上げ・延長	産業部、金融委、特許庁	2023 年～
	地域企業への IP 投資拡大	特許庁	2023 年～
	公共技術の民間移転促進	企財部、産業部、特許庁	2023 年～
	民間取引機関育成	特許庁	2023 年～
	知的財産取引協力ネットワーク構築	特許庁	2024 年～
	優秀 IP の起業、事業化、販路開拓等全プロセス支援	企財部、中企部、調達庁、特許庁	2024 年～
	輸出企業向け IP 総合サービス支援	中企部、特許庁	2023 年～

*2024 年推進予定課題は予算確保のための努力を行うことが望まれる